

生成 AI に関する著作権侵害訴訟における 差止請求の問題点

柴野相雄 (TMI 総合法律事務所 弁護士)

蕪城雄一郎 (TMI 総合法律事務所 弁護士)

Issues in Requesting Injunctions in Copyright Infringement Litigation Regarding Generative AI

Tomoo Shibano

Attorney-at-law, TMI Associates

Yuichiro Kaburaki

Attorney-at-law, TMI Associates

【要旨】 生成 AI に関する議論は、昨年から、政府においても非常に活発に行われており、その中でも、知的財産法の分野のうち著作権法については、文化庁主導のもと、令和 6 年 3 月 15 日付け「AI と著作権に関する考え方について」が取りまとめられ、公表された。これは、生成 AI の様々なステークホルダーに対する将来の行動指針を示すものであり、大変有意義なものと思われるが、生成 AI に関する著作権侵害訴訟に関して言えば、掘り下げて検討すべき課題もあるように思われる。本稿は、生成 AI に関する著作権侵害訴訟における訴訟活動上の諸問題のうち、差止請求に関する問題点を検討し、考察するものである。

【キーワード】 生成 AI 著作権侵害訴訟 差止請求 過剰差止め 抽象的差止め

【Abstract】 The government has been actively discussing generative AI issues since last year. Among these discussions, in the field of intellectual property law, specifically copyright law, guidelines titled “Perspectives on AI and Copyright” were compiled and published on March 15, 2024, under the leadership of the Agency for Cultural Affairs. These guidelines serve as a future action plan for various stakeholders in the generative AI field and are considered to be highly meaningful. However, there are still a number of issues that require deeper consideration regarding copyright infringement lawsuits related to generative AI. This article examines and discusses the problems involved in seeking injunctions among the various issues related to litigation activities in copyright infringement lawsuits concerning generative AI.

【Keywords】 Generative AI Copyright infringement lawsuits Injunction requests Excessive injunctions Abstract injunctions

1. はじめに

令和 6 年 3 月 15 日付け「AI と著作権に関する考え方について」(以下「本考え方」という。)¹が取りまとめられ、同月 19 日開催の文化庁文化審議会著作権分科会において報告、公表がされた²。

第 23 期同分科会の決定を受け、同分科会法制度小委員会(以下「本小委員会」という。)が、「AI と著作権について、クリエイターの懸念の払拭や、AI サービス事業者や AI サービス利用者の著作権侵害リスクを最小化できるよう、生成 AI の発展を踏まえた論点整理を行い、考え方を明らかにするべく」行ってきた検討結果について、意見募集手続を経て、

同年2月29日（第7回）の本小委員会において審議の上、取りまとめられたものが、本考え方である（取りまとめに至る経緯の詳細については、「令和5年度法制度小委員会の審議の経過等について」³を参照されたい。）。

本考え方については、その表紙頁において、「今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関連する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等が予想されることから、引き続き情報の把握・収集に努め、必要に応じて本考え方の見直し等の必要な検討を行っていくことを予定している。」ものであり、「公表時点における、本小委員会としての一定の考え方を示すものであり、本考え方自体が法的な拘束力を有するものではなく、また現時点で存在する特定の生成AIやこれに関する技術について、確定的な法的評価を行うものではないことに留意する必要」があると説明されているが、生成AIの様々なステークホルダーに対する将来の行動指針を示すものとして、大変有意義なものといえよう。

他方、裁判は、司法権を担う裁判所が判断するものであり、実際に生成AIの利用に関連して著作権侵害に関する紛争が顕在化し、裁判が提起された場合、当該裁判における事案の解決のために、本考え方がどの程度参考とされるかは定かではなく、訴訟活動遂行の観点からは、本考え方をさらに深堀して検討することも有益と思われる。

そこで、本稿では、訴訟活動の担い手となる弁護士からの視点で、実際に訴状を作成する際に重要となる請求の趣旨⁴（判決主文）のうち、差止請求の趣旨の問題点について検討したい。

2. 生成AIに関する差止請求の問題点（抽象的差止めと過剰的差止め）

著作権法は、差止請求に関して112条1項及び2項を設け、以下のとおり定めている。

- ・ 第112条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は

著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- ・ 2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

著作権侵害訴訟を含む、知的財産権侵害訴訟において、（侵害論及び損害論に関する運用については、東京地裁及び大阪地裁がそれぞれ公表する審理モデル⁵に示されている一方で、）差止請求⁶がどの範囲で、どのような主文で認容されるべきかについて、実務のあり方が確立しているわけではないとの指摘もあり⁷、具体的な差止めの範囲が問題になることがあるが、このことは、生成AIに関する著作権侵害訴訟においても同様であると考えられる。

例えば、生成AI利用者に対し、特定の著作物をプロンプトとして入力してはならないという形で差止判決が下された場合、生成AI利用者が当該特定の著作物をプロンプトとして入力し続けていれば、強制執行が可能である。しかし、生成AI利用者が、当該特定のプロンプトそのものではなく、特定の著作物とは若干異なるプロンプトの入力を行っている場合又は行うことが予測される場合、①判決前の問題として、そのような行為を防ぐために特定の著作物及びその類似の表現をプロンプトとして入力してはならないというような形で差止判決を求めることができるのかという、いわゆる抽象的差止めの問題が、また、②判決後の問題として、当該行為に対して強制執行を行うことができるのかという問題が生じ得る⁸。

また、「データは水」という言葉があるように、個別のデータを特定することは困難であると言われ、生成AIの学習用のデータセットについても、既存のデータセットから個別のデータを特定して除去することが技術的に困難である場合、判決前及び判決後の問題として、既存のデータセット全ての利

用を差し止めることができるのかといういわゆる過剰差止めの問題が生じ得る⁹。

以下、4 において、生成 AI の開発・学習段階、生成・利用段階のそれぞれにおける差止請求の具体的な問題点を検討するに当たり、まずは、3 において、生成 AI 利用者による著作権侵害を例として、差止請求が認められた場合の強制執行手続を概観する。

3. 強制執行手続の概要と生成 AI に関する問題点

3.1. 差止請求の執行方法

差止請求は、債務者に対し、不作為義務を課すものであり、他人が代わりに行うことのできない義務であるから、強制執行の方法としては、間接強制によることになる¹⁰（民事執行法 172 条 1 項）。

例えば、生成 AI の開発・学習段階において、著作物を含む学習用データセットの入力が著作権侵害となる場合や、生成・利用段階において、著作物をプロンプトとして入力する行為が著作権侵害となる場合について、判決において、「被告（侵害者）は、別紙目録記載の著作物について（プログラムへの／プロンプトとしての）入力をしてはならない」という差止めが認められた場合において、債務者が判決で禁止された入力行為をしているおそれがある場合には、著作権者は、執行裁判所に対し、間接強制を求めることになる。

3.2. 間接強制において通常想定される手続

間接強制は、執行裁判所が「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭」¹¹の支払を命じるものであるが（民事執行法 172 条 1 項）、その命令を得るには、権利者（債権者）が、執行裁判所に申立てを行う必要があり、執行裁判所は、間接強制申立手続の審理において、①判決（債務名義）の不作為義務が特定されており、強制可能であること、②判決（債務名義）の不作為内容と申立ての作為内容に同一性があることを審査する¹²。

また、債権者は、債務者が不作為義務に違反するおそれを立証する必要があるが、現に不作為義務に

違反していることを立証する必要はない^{13,14}。

執行裁判所は、間接強制の決定をするためには、債務者を審尋しなければならず（民事執行法 172 条 3 項）¹⁵、債務者の審尋を経て、上記要件を認めれば、間接強制の決定を行う¹⁶。

上記生成 AI の差止の事例において、執行裁判所が、間接強制の要件を認めた場合、次のような間接強制決定を行う¹⁷。

1 債務者（侵害者）は、別紙目録記載の著作物について（プログラムへの／プロンプトとしての）入力をしてはならない

2 本決定送達の日以降、債務者が前項記載の義務に違反したときは、債務者は、債権者（著作権者）に対し、違反行為をした日 1 日につき〇〇万円の割合による金員を支払え

債権者は、間接強制の決定を受けた後、実際に不作為義務違反があった場合（例えば、上記事例において、債権者が債務者の入力行為を発見した場合）には、執行裁判所に対し、不作為義務違反を証明する文書を提出して条件成就を立証し、条件成就執行文の付与の申立てを行い、執行文の付与を受けて¹⁸、間接強制金を取り立てる（民事執行法 27 条 1 項）¹⁹。

3.3. 生成 AI に関する執行手続上の問題点

生成 AI の開発・学習段階においては、既存のデータセットから個別のデータを特定して除去することが技術的に困難である場合、上記事例において「別紙目録記載の著作物を含む学習用データセットをプログラムに入力してはならない」という判決を求めるとなると、間接強制の要件である強制可能であることを満たすかが問題になる（上記 2 の要件①を満たすかという問題）。

また、生成・利用段階においては、別紙目録記載の著作物に類似しているものの、別紙目録記載のものとは異なる表現がプロンプトとして入力されているような場合、著作権者は、上記判決を債務名義として、「別紙目録記載の著作物及びこれと類似する表現をプロンプトとして入力してはならない」旨の

間接強制決定を受けようとする、債務名義の不作為義務の内容との同一性が問題になる（上記2の要件②を満たすかという問題）。

これらの問題については、本案手続と執行手続が分離されている以上、間接強制手続においては主文を形式的に見ざるを得ないと考えると²⁰、生成AIの開発・学習段階の問題²¹も生成・利用段階の問題²²も執行手続では解決をすることはできないから、本案手続において、過剰な差止判決や抽象的な差止判決を得ることができるかという問題につながっていく。

4. 本考え方が指摘する著作権侵害に対する措置（差止請求）と問題点の検討

本考え方では、著作権侵害への措置として、差止請求について、開発・学習段階と、生成・利用段階に分けて指摘をしていることから、以下に分けて検討する。

4.1. 開発・学習段階の検討

4.1.1. 差止請求における問題点

本考え方に基づき、生成AIの開発・学習段階における著作権侵害に対する差止請求としてあり得る請求を考えると、以下の三つの請求が挙げられる²³。

AI学習のための複製を行った者に対し、

①複製の差止請求（以下「請求①」という。）

②将来においてAI学習に用いられる学習用データセットからの著作物の除去請求（以下「請求②」という。）

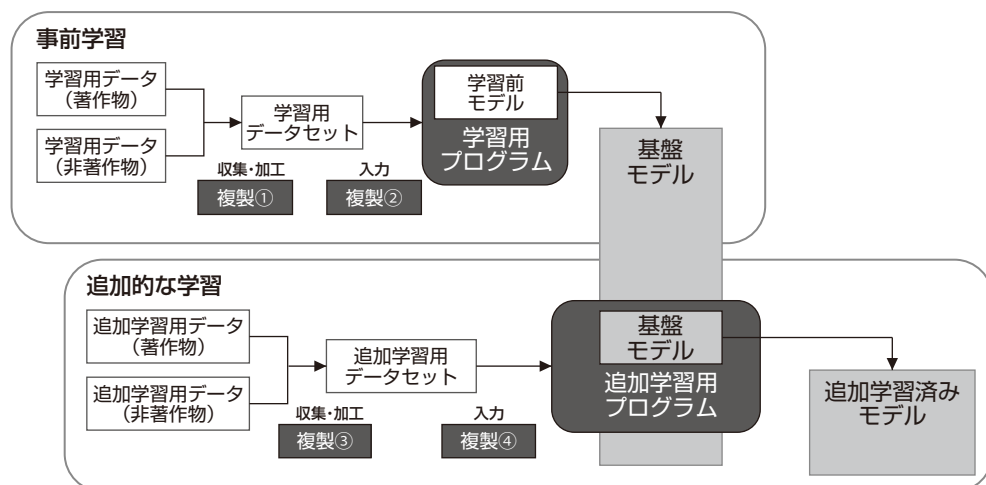
③学習済みモデルが著作物の複製物と評価できることを前提として²⁴、学習済みモデルからの除去請求（以下「請求③」という。）

これらのうち、請求①については、学習用プログラムへの学習用データセットの入力についても、具体的な態様によっては著作物の複製行為が行われることがあり（図1の複製②及び複製④）²⁵、学習用プログラムへの学習用データセットの入力が複製行為に当たる場合には、当該入力の差止めを求めることになると考えられる。この場合、図1のとおり、学習用データセットには、著作物も非著作物も含まれることが通常であるため、学習用データセットの入力を差し止めると、非著作物の「複製」²⁶も禁止することになる。

侵害者側としては、請求①は、著作権を侵害しない行為まで差し止めるものであるから許されないと争うことになると考えられ、いわゆる過剰差止めの問題が現れる。

そこで、権利者側として、請求②に拠ろうとしても、既に収集・加工された学習用データセットから、特定の著作物のデータを除去することが技術的に困難である場合、侵害者側としては、請求②に対応す

図1 文化庁（2024）「AIと著作権に関する考え方について」18頁



る処理を行うことはできないから、請求②は強制不可能な債務の履行を求めるものであり、許されないことと争うことになる。

そうすると、既に収集・加工された学習用データセットから、特定の著作物のデータを除去することが技術的に困難である場合、権利者側としては、請求①に戻ってきて、過剰差止めの問題に直面することになる。

なお、請求③については、正に著作物の複製物であると評価できる（という前提の）学習済みモデルの廃棄を求める請求であるため、差止めの範囲に関する問題は、理論上は生じないと考えられる。

4.1.2. 検討

① 裁判例の検討

学習用データセットから特定の著作物のデータを除去できない場合（すなわち、請求②が認められない場合）に、学習用データセットそのものの使用（入力）を差し止めることができるかという問題（すなわち、請求①の過剰差止めの可否の問題）を検討するに当たり、過去の裁判例において、過剰差止めが問題になった事案について検討する。

まず、原告が、営業秘密の内容として、「住宅設備商品、それを構成する部材及びそれらの設置工事、取外し工事、水道工事、内装工事、電気工事を組み合わせた商品の原価、粗利率、粗利金額、定価に対する卸値の割合（掛率）若しくは商品を構成する個々の部材や工事の内容及び価格が記載された資料、これらの一覧資料、電磁的記録又はこれらに類するもの」と特定し、営業秘密の差止めを求めた事案がある。裁判所は、「上記 1 項は、パッケージリフォーム商品それ自体及びこれを構成する部材等の構成内容及び原価その他の価格に関する情報を、それが化体されている媒体を個別具体的に特定することなく、かつ、包括的・抽象的に掲げたものと理解される。…これらの事情に鑑みると、上記 1 項の記載は、広範かつ抽象的に過ぎ、本件の請求の対象である情報とそうでない情報とを区別することが不可能というほかない。」として、差止めを認めなかった²⁷。

この裁判例においては、抽象的差止めの問題も絡んでいるが、裁判所は、過剰差止めの問題としては、営業秘密の対象ではない情報にまで差止めの範囲が

及ぶことは許されないことを前提にしていると考えられる。

他方で、過剰差止めを認めた事例として、男性用かつらの顧客名簿をコピーして持ち出した元従業員が、当該名簿を利用して競業行為を行っていることに対し、権利者側が、顧客名簿の廃棄だけではなく、営業行為の差止めを求めた事例がある²⁸。

同事例において、裁判所は、被告に対してサービスの提供を求めて来店や電話連絡をしてくる顧客名簿記載の者に対する営業行為の差止めについて、男性用かつらの販売業の実情として宣伝広告活動に頼らなければならないにもかかわらず、被告が宣伝広告活動を行っていないことから、「特段の反証のない限り、」被告に対してサービスの提供を求める者は、「被告が一度は営業秘密である原告顧客名簿を使用して勧誘を行った顧客であると推認することができ、これらの者に対し、・・・営業行為をすることは、先に行った原告顧客名簿を使用しての原告の顧客に対する勧誘によってもたらされる必然的な結果を利用する行為であるということができ、不正競争防止法 3 条 2 項の立法趣旨をも考慮すると、右の勧誘と一体をなすものとして営業秘密の使用に当たると解するのが相当である」として、営業行為の差止めを認めた。

この裁判例においては、裁判所は、サービスの提供を求めてくる顧客に対する営業行為について、営業秘密の使用と一体をなすものであるから営業秘密の使用に当たるとして、差止めを認めており、営業秘密の保護の範囲内での差止めを認めたものと評価できる。

ここでは、営業秘密の情報が一度知られてしまえば、その情報を記憶から消去することは不可能であるから、営業の継続を認めた上でその情報を利用しないように求めることは困難であり、営業自体を差し止めることができるかという問題が生じている²⁹。この問題は、生成 AI の著作権侵害の事例において、学習用データセットから特定の著作物のデータの除去が不可能である場合に、学習用データセットの使用を認めた上で特定の著作物を利用しないように求めることはできないから、学習用データセットそのものの使用を差し止めることができるかという問題

と共通していると考えられる。

そうすると、生成 AI の著作権侵害の事例について、上記各裁判例に基づき検討すると、基本的には、過剰差止めを認めることは困難であるとしても、非著作物の利用が著作物の利用と一体をなすものと認められるような場合には、著作権の保護の範囲内と評価して、過剰差止めを認める余地はあると考えられる。

② 生成 AI における考察

差止めについて具体的に検討するに当たり、まず、学習用データの入力（図 1 の②及び④の場面）がどのような場合に著作権侵害となるか検討すると、本考え方において示されているように、膨大なデータを学習させるような場合には、著作権法 30 条の 4 の 2 号に定める「情報解析…の用に供する場合」に当たる場合が多いと考えられ³⁰、その他の要件を満たす場合には、著作権侵害が成立しないことになる。

他方で、当該学習における目的が享受目的と併存すると評価されるような、意図的に学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させることを目的とした学習をさせるような場合には（図 1 の②及び④の場面、特に本考え方では④の場面が想定されている。）、著作権侵害が成立し得ると考えられる³¹。

そこで、このような学習をさせる場合の過剰差止めについて検討すると、学習が著作物の創作的表現を出力させることを目的としたものである場合、データセットに非著作物が含まれていたとしても、その非著作物の「複製」が著作物の複製と一体をなすものと認められる余地はあると考えられる。特に、その享受目的が顕著である場合には、一体性が認められる可能性は高くなると考えられる。

したがって、著作権侵害が成立するような学習用データセットの入力については、非著作物が含まれていたとしても、その入力自体を本案手続で差し止めることが許容される余地があると考えられる。

なお、仮に差止めが許容されないとしても、侵害を繰り返す者に対しては、例えば、法 114 条 3 項の損害の推定規定を用いる場合に、そのような者に対しては通常のライセンスフィーではライセンスしないと考えられるから、ライセンスフィーをより高く

見積もるなどの損害賠償の枠組みで対応することが考えられる。

4.2. 生成・利用段階の検討

4.2.1. 差止請求における問題点

本考え方では、生成・利用段階における著作権侵害に対する差止請求として、以下の三つの請求が挙げられる。

④生成 AI を利用して著作権侵害をしたものに対する、新たな侵害物の生成及び既に生成された侵害物の利用行為に対する差止請求（以下「請求④」という。）

⑤(AI 開発事業者が著作権侵害の責任を負うことを前提として) AI 開発事業者に対する、侵害物を生成した生成 AI の開発に用いられたデータセットについて、当該データセットから当該侵害の行為に係る著作物等を廃棄することの請求（以下「請求⑤」という。）

⑥(AI 開発事業者が著作権侵害の責任を負うことを前提として) AI 開発事業者に対する、(i) 特定のプロンプト入力による生成を禁止するような措置や、(ii) 著作物の類似物を生成しないといった措置の請求（以下「請求⑥」という。）

これらのうち、請求⑤については、開発・学習段階で検討したように、特定の著作物のデータを除去することが技術的に困難である場合、過剰差止めの問題が生じ得る。

請求④及び⑥については、前記 3.3. で述べたような執行手続上の問題を解決するために、本案手続における抽象的差止めが可能かという問題が生じる。

4.2.2. 検討

① 学説及び裁判例の検討

抽象的差止めの問題については、将来の被告の行為を想定した包括的な主文を掲げることにより解決しようとする方法、執行機関も一定の実体判断を行うことを期待するという方法の二つの方向からの対策が提案されている³²。これらは、前者は、①判決の段階において主文を工夫して解決する方法、後者は、②執行の段階において実体判断を行って解決する方法と考えられる。

まず、②執行の段階においては、抽象化された主

文の場合、執行機関が実体判断を行うことが前提となるところ、3.3.で述べたとおり、本案手続と執行手続が分離されている以上、主文を形式的に見ざるを得ないとすると、このような方法を採用することはできない。また、仮に実体判断に立ち入るとしても、著作物の類似性のような微妙な判断を必要とする要件の場合には、執行裁判所で捕捉し得る範囲というものに限られたものになると指摘されているとおり³³、執行裁判所が類似性を判断することは困難であると考えられる。

次に、①判決の段階においては、将来の被告の行為を全て想定することは困難であり、どのような表現がどのような態様の場合に類似するののかということを含め、予め把握して包括的に主文に掲げることが不可能に近いと指摘されているとおり³⁴、主文によって将来の被告の行為を網羅しようと考え、「別紙目録記載の著作物及びその類似する表現をプロンプトとして入力してはならない」や「別紙目録記載の著作物及びその類似する表現を出力してはならない」などのように、抽象度の高い主文にならざるを得ない。

このような抽象度の高い主文に関する比較的最近の裁判例としては、原告が被告に対して「データベースを複製、翻案、頒布及び公衆送信（送信可能化を含む。）してはならない」ことを求めた事案がある。裁判所は、「翻案行為の態様は、複製行為と比べると、広範かつ多様なものがあり得ると解されるところ、1審原告の請求は、差止めの対象となる被告…の翻案行為を具体的な態様のものに特定するものではないから、『翻案』に当たる全ての態様の行為を差止めの対象とするものといえる。しかるところ、…このように行為態様が無限定な内容の翻案行為について差止めの必要性があるものと認めることはできないから、1審原告の翻案の差止請求は理由がない。」と判示した³⁵。

上記裁判例は、抽象的差止めについて、差止めの必要性の問題としている。もっとも、このような抽象化した請求の趣旨については、差止めの必要性の他に請求の特定性も問題となる。なぜならば、請求の趣旨を抽象化した場合、実体判断そのものが請求の趣旨に取り込まれることになる結果、実体法上は、

判断の客体を欠き、請求に対する判断を行うことが不可能であり、訴訟法上も、審判の対象が定まらず、かつ、執行の対象も既判力の範囲も明確に定まらないことになるため、請求の特定性を欠き、不適法となるからである³⁶。

請求の特定性に関する最近の裁判例としては、知的財産権の事例ではないものの、「相手方を誹謗・中傷する事項」に関する行為をしてはならない旨の仮処分命令を債務名義として、「相手方を誹謗・中傷する事項」に関する行為を禁ずる間接強制を求めた事案がある。裁判所は、「いかなる内容の表現が『相手方を誹謗・中傷する事項』に該当するかは一義的に明確とはいえない上、…上記表現内容の特定だけでは、禁止されるべき行為とそうではない行為とを明確に区別することはできないというべきである。そうすると、本件仮処分命令の主文においては、原告人が不作為義務を負うべき表現の内容が十分に特定されているとはいえず、本件仮処分命令を債務名義として間接強制決定をすることはできないというべきである。」として、間接強制を認めなかった³⁷。

また、抽象的差止めに関する初期の裁判例としては、「菊屋総本店」という商号を使用することの禁止だけでなく、「菊屋総本店」に類似する商号の使用禁止をも求めた事例がある。裁判所は、「『菊屋総本店』に類似する商号の使用禁止…を求める部分は、その請求が特定しないから失当である。」として、「菊屋総本店」に類似する商号の使用禁止の請求を棄却した³⁸。

② 生成 AI における考察

上記のとおり、抽象的差止めについては、必要性及び請求の特定性が問題になるから、それぞれの観点から、生成 AI に関する抽象的な差止めについて検討を行う。

まず、差止めの必要性の観点からすれば、著作物を出力する場面については、生成 AI を用いることによって、容易かつ大量に著作物と類似するものを生成することができる。また、生成 AI においては、同一のプロンプトを入力したとしても、別の表現が出力されることも多く、判決時までに出力された著作物を網羅して主文に列挙したとしても、それらと全く同一のものが出力されることは少ないと考えら

れる。そのため、生成 AI の著作権侵害の事例においては、抽象的差止めの必要性は高いといえる。

他方で、請求の特定性の観点から検討すると、上記のとおり、主文によって将来の被告の行為を網羅しようと考え、「別紙目録記載の著作物及びその類似する表現をプロンプトとして入力してはならない」や「別紙目録記載の著作物及びその類似する表現を出力してはならない」などのように、抽象度の高い請求の趣旨になる。

このような抽象度の高い請求の趣旨については、類似するかどうかという実体判断そのものが請求の趣旨に取り込まれているため、審判対象の特定としては、不適切であり、不適法であると考えられる。

そうすると、生成 AI の事例においては、抽象度の高い主文の必要性が高いものの、必要性が高いからといって、請求の特定性が満たされるという関係にはないから、抽象度の高い主文については実現が困難であるという問題に直面する。

そのため、権利者側としては、請求の趣旨において、請求の特定性が満たされる程度に行為を特定する必要がある。例えば、「その他『SLICK』ないしは『スリック』を付加して表示する標章」の差止めを求めることが許容された裁判例³⁹があるように、生成 AI の利用に関する著作権侵害の事例においては、著作物の核となる部分を特定した上で、当該部分が含まれるプロンプトの入力や当該部分が含まれる表現の出力の差止めを求めることが考えられる。当該核となる部分が特徴的であり、それが含まれていれば、問題となる著作物の複製又は翻案といえるような場合には、主文に実体判断が取り込まれていないため、このような差止めの主文も許容され得ると思える。もっとも、著作物の類似性は微妙な判断が求められるものであり、「現実にはそれが含まれていれば、問題となる著作物の複製又は翻案といえるような場合」は限定的であると考えられ、権利者側としては、結局は著作物そのもののみの差止めを求めることにならざるを得ない場合が多くなると予想される。

したがって、権利者側としては、生成 AI の生成・利用段階の著作権侵害の事例において、抽象的差止めの必要性は高いものの、特定性の観点から、抽象

度の高い主文を求めることは困難であり、実効的に将来の侵害者側の行為を防止することは難しい場合が多くなるという前提での訴訟戦略を立てることが求められるであろう。

なお、権利者側としては、本案の訴訟によって差止判決を得られた後に、侵害者側が判決で差止められた著作物とは異なるが、類似している表現によって著作権侵害を繰り返しているような場合には、仮処分を用いて迅速に具体的な行為を差し止める手段をとることが考えられる⁴⁰。また、過剰差止めと同様に、損害賠償の枠組みで対応することも考えられる。

注

- 1 文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月15日）（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf, 2024年4月30日最終閲覧）
- 2 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/index.html>, 2024年4月30日最終閲覧
- 3 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「令和5年度法制度小委員会の審議の経過等について」（2024年3月15日）（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_04.pdf, 2024年4月30日最終閲覧）
- 4 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならず、訴状には、①当事者及び法定代理人、②請求の趣旨及び原因を記載しなければならない（民事訴訟法134条）。請求の趣旨とは、訴えをもって審判を求める請求を表示するものであり（秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕」454頁（日本評論社、2018））、原則として請求認容の判決主文に対応する内容が記載され、請求を特定し、被告の防御の目標を定めるためにも必要となる（伊藤眞「民事訴訟法〔第8版〕」218、219頁（有斐閣、2023））。
- 5 東京地方裁判所民事第29部ほか「特許権侵害訴訟の審理要領」（https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/tokkyoken_sinnai/index.html, 2024年4月30日最終閲覧）、大阪地方裁判所知的財産権部「計画審理モデル＜計画審理による知財訴訟の迅速解決＞」（https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/sinri_keikaku_sinri/index.html, 2024年4月30日最終閲覧）参照
- 6 以下、本稿では、法112条1項及び2項の請求を併せて差止請求という。
- 7 松川充康「知的財産権に基づく差止めの強制執行と対象物件の特定のあり方」判タ1400号66頁、66頁（2014）
- 8 知的財産侵害訴訟における抽象的差止めの問題について、田村善之「知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的差止め（下）」ジュリスト1125号129頁（1997）参照
- 9 知的財産侵害訴訟における過剰差止めの問題について、田村善之「知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的差止め（上）」ジュリスト1124号89頁（1997）参照
- 10 斎藤隆＝飯塚宏編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 民事執行（補訂版）」337頁（青林書院、2014）
- 11 執行裁判所は、判断資料を有しないため、債権者が、相当と考える金銭を示し、その理由を明らかにして、裏付け資料を提出する。（斎藤＝飯塚・前掲注10）334頁）
- 12 斎藤＝飯塚・前掲注10）334頁、東京地方裁判所民事執行センター「さんまエクスプレス第35回 民事第21部代替執行係の担当事

- 件」金融法務事情 1789 号 18 頁、19-20 頁（2006）
- 13 最二決平成 17 年 12 月 9 日民集 59 卷 10 号 2898 頁
- 14 知的財産権侵害訴訟において差止請求が認められているということは、既に侵害のおそれが認められているということであり、不作為義務違反のおそれの立証の判断にとって、当該判決は相当な重みを持つと指摘されている（松川・前掲注 7）69 頁参照）
- 15 なお、審尋の手続は、通常は債務者に対して意見を求める書面を送付することによって行う。（斎藤＝飯塚・前掲注 10）334 頁）
- 16 債務者側としては、間接強制の決定に対し、執行抗告をすることができ、間接強制の決定で示された不作為義務の内容が判決（債務名義）上の不作為義務と異なるなどの理由を主張することができる（民事執行法 172 条 5 項）（斎藤＝飯塚・前掲注 10）336 頁）。
- 17 松川・前掲注 7）69 頁参照
- 18 債務者は、執行文付与に対しては、執行文付与に対する異議申立てを行うことができ（民事執行法 32 条 1 項）、不作為義務違反の事実が認められないことなどを主張することができる。
- 19 債権者は、不作為義務違反を証明する文書を提出できない場合、執行文付与の訴えにすることができる（民事執行法 33 条 1 項）。また、債権者は、債務者が侵害を繰り返しているような場合には、事情の変更があったとして、間接強制金を更に高く設定するように求めることもできる（民事執行法 172 条 2 項）。
- 20 松川・前掲注 7）73-74 頁参照。また、「東魁」の商号を使用しはならない旨の判決を債務名義として、「みその東魁」なる商号の使用を禁止する間接強制を申し立てることはできないとした、札幌高決昭和 49 年 3 月 27 日・判タ 308 号 227 頁参照。なお、このような硬直的な運用に批判的な見解もある（田村・前掲注 8）131-132 頁等）。
- 21 執行手続において実体判断に立ち入らないという立場からすれば、本文記載の問題は、主文自体から判断可能な債務の特定性の問題ではないため、本案手続（判決手続）において考慮すべき問題となり、間接強制手続において考慮されないことになる。本文記載のとおり、そもそも本文記載のような差止判決が可能かという問題は残る。
- 22 執行手続において実体判断に立ち入らないという立場からすれば、本文記載の問題は、債務名義との同一性がないと判断されることになる。本文記載のとおり、一回の判決で網羅的に将来の侵害を防止するために、抽象的な差止判決が可能かという問題は残る。
- 23 文化庁・前掲注 1）29-30 頁。なお、本考え方は、主として②及び③が取り上げられているものの、条文上、廃棄等の必要な請求は、差止請求をするに「際して」行うこととされ（法 112 条 2 項）、単独では請求できないという理解を前提とすれば、②及び③の前提として、①があると考えられる。
- 24 ③については、本考え方において、「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる。また、通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」にも該当しないと考えられる。そのため、AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。」との説明の後、「他方で、当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合は、学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存しているとして、法的には、当該学習済モデルが学習データである著作物の複製物であると評価される場合も考えられ、このような場合は、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」として、当該学習済モデルの廃棄請求が認められる場合もあり得る。また、この場合は、当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物の生成（すなわち複製権侵害を構成する複製）に専ら供されたとして「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」として廃棄請求が認められる場合もあり得る。」と説明されている（文化庁・前掲注 1）30-31 頁）。
- 25 文化庁・前掲注 1）18 頁
- 26 著作物ではない場合には、著作権法 21 条の複製権の行使に当たらず、「複製」（同法 2 条 1 項 15 号）に当たらないものの、便宜上「複製」という用語を使用する。
- 27 大阪地判令和 2 年 10 月 1 日裁判所ホームページ
- 28 大阪地判平成 8 年 4 月 16 日裁判所ホームページ
- 29 田村・前掲注 9）90 頁
- 30 文化庁・前掲注 1）19-20 頁
- 31 文化庁・前掲注 1）19-20 頁
- 32 田村・前掲注 8）131 頁
- 33 田村・前掲注 8）132 頁
- 34 田村・前掲注 8）131 頁
- 35 知財高判平成 28 年 1 月 19 日裁判所ホームページ。その他に、東京地判平成 30 年 9 月 27 日平成 29 年（ワ）第 6293 号裁判所ホームページでも、「原告は、請求の趣旨第 4 項において、原告表現物の複製又は翻案の差止めを求め、請求の趣旨第 5 項において、原告表現物の複製物又は翻案物の自動公衆送信又は送信可能化の差止めを求めている。原告表現物を複製又は翻案する行為には、広範かつ多様な行為があるところ、原告の請求は、絵画の著作物である原告表現物を絵画上複製するという行為がされていない本件において、差止めの対象となる行為を具体的に特定することなく、広範かつ多様な態様な行為のすべてを差止めの対象とするものといえ、自動公衆送信又は送信可能化の差止めについても、その差止めの対象自体を複製物又は翻案物とすることから、同様のものといえる。このような無限定な内容の行為について、被告会社がこれを行うおそれがあるものとして差止めの必要性を認めるに足りる立証はされていない。」とされている。
- 36 白川和子「判批」ジュリスト 153 号 65 頁、67 頁（1958）、松川・前掲注 7）76 頁参照
- 37 東京高決平成 31 年 4 月 9 日判タ 1471 号 29 頁
- 38 福島地判昭和 30 年 2 月 21 日下級裁判所民集 6 卷 2 号 291 頁。なお、同裁判例は、抽象的な差止めの請求の特定性を問題にした最初の判決ではないかと指摘されている（白川・前掲注 36）67 頁）。
- 39 大阪地判昭和 63 年 7 月 28 日判時 1287 号 137 頁
- 40 速やかな仮処分決定が期待できることを指摘するものとして、松川・前掲注 7）74-75 頁参照。